第

2971

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2006年)平成18年 2月 23日 木曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミュレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 確定申告が必要なサラリーマン

Q:私はサラリーマンです。サラリーマンは年末調整をしているので確定申告は不要と聞きました。確定申告が必要になる場合もあるのですか?

 $oldsymbol{A}$:次のような場合は確定申告が必要になります。

【解説】

基本的に給与所得者は、年末調整で所得税 を精算していますので、確定申告する必要は ありませんが、次のような人については確定 申告が必要になります。

- ① 平成17年中の給与収入金額が2,000万円を超える人
- ② 給与を1ヶ所から受けている人で、給与所 得及び退職所得以外の各種の所得金額の 合計額が20万円を超える人
- ③ 給与を2ヶ所以上から受けている人で、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の各種の所得金額との合計額が20万円を超える人。ただし、給与収入金額の合計額から雑損控除、医療費控除、寄付金控除及び基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた金額が150万円以下で、しかも給与所得及び退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下である人は確定申告不要です。
- ④ 災害を受けた人で、平成17年中に給与について災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人







